

社団法人 村上法人会通常総会  
次 第

1. 通常総会

(1) 開会の辞

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名人の選定

(4) 議 事

第1号議案 平成23年度事業報告承認の件

第2号議案 平成23年度収支決算承認の件

第3号議案 平成24年度事業計画（案）承認の件

第4号議案 平成24年度収支予算（案）承認の件

第5号議案 公益法人移行決議承認の件

第6号議案 定款変更（案）並びに諸規程（案）承認の件

第7号議案 申請手続き及び定款（案）等の軽微な修正並びに行政庁の指導による修正は、会長一任の承認の件

第8号議案 申請手続きに伴う代表理事並びに現役員を選任承認の件

第9号議案 その他

(5) 来賓祝辞

(6) 閉会の辞

2. 表彰式

・村上税務署長感謝状贈呈

・優良経理担当職員表彰

## 平成23年度事業報告

### 1. 概 況

平成23年度は、昨年度に引き続いて新公益法人制度への対応を最重要課題と位置づけ、「公益法人」を目指すという基本方針に則り、県連と連携を密にしながら具体的な準備作業に、取り組みました。

公益認定の要件や制度改革に関する情報収集に努め、当法人会における課題や問題点について、制度改革に対して的確に対応できるよう取り組むと共に、認定会のノウハウを生かしながら総務委員会及び組織委員会による公益改革特別委員会を組織して定款変更等具体的な内容について検討協議してきました。

法人会は、新公益法人制度下においても、税や地域活性化に寄与する公益事業活動を積極的に取り組み、そのためには組織基盤の確立と社会的評価を担保することの出来る「公益認定法人」を目指すべきとの「公益法人」移行の意義が示されており、引き続き、長い歴史と伝統の中で国の根幹とも言える税の分野において活動してきたとの誇りを大事にし、民間における税の分野でのオピニオンリーダーとして、その組織力を活かして地域社会へ貢献することを最優先課題として活動していくこととしております。

県連では、公益関係事業の充実を図るため税に関する研修や社会貢献活動等の公益認定に向けての働きかけを行っており、当会としてもこれに積極的に取り組み、事業活動の充実を図り、今回の公益法人制度改革を法人会本来の理念と活動に立ち戻る機会と捉え、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、魅力ある会作りに取り組み、会員サービスの一層の充実を図り、税知識の普及や建設的な税制改正の提言、地域社会に役立つ団体として不特定多数の皆様にも働きかけての社会貢献活動、会員の自己啓発を図るための研修など活動内容の充実幅広く取り組みました。

主な事業活動として、公益関係は、税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修会・セミナー、講演会、租税教育、税の広報、税制改正提言活動の各事業を法人会の原点である「税」に関する活動を中心に、税知識の普及や政治経済学者等による講演、小学校を訪問しての租税教室の開催及び今後も望ましい税制のあり方をまとめた税制改正の提言について、税制に反映されるよう、関係機関に対し要望活動を実施しました。

事業活動は、法人会の原点である「税法・税務」を中心に研修会をより多く開催し、公益性をより高めるため会員のみならず、一般市民にも呼びかけて税に関して分かりやすい情報の説明や税の冊子を配布し普及拡大に努めました。

また、地域社会の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業として、講演会・セミナー、地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業を推進するため、タオルの寄付を募り社会福祉施設への寄贈や慰問活動、東日本大震災による被災者に対して募金活動などによる義援金を贈りました。

共益関係については、会員支援のための親睦・交流及び会員企業の健全化や発展向上に資するため福利厚生事業、会員増強運動による組織の充実・強化、広報活動、青年・女性部会の充実等に努めました。

各支部活動については、独自に事業活動を実施しており、公益法人制度改革を踏まえ、会員企業に加えて商工会等と共催するなど一般市民等にも対象を広げた研修会や講演会などを開催している。

管理関係については、公益法人制度改革を踏まえた定款変更・諸規程等の整備準備作業を行うとともに諸会議及び県連、他単位会との連携を図りながら新しい会計ソフトの導入など法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

## 2. 公益関係

### 1. 税を巡る諸環境の整備改善事業

#### (1) 税に関する研修・セミナー事業

##### ① 各研修会・セミナー事業

平成23年度の税に関する研修・セミナー実施状況は、税制改正、法人税申告の実務などを中心に、法人会の原点である「税」を中心とした研修会及び経営財政を取り巻く諸問題に役立つ研修会をより多く実施し、開催状況は下記のとおりであります。

項目別研修会開催状況			
テーマ	参加人員	実施回数	講師名
税務雑感パートⅡ	50	1	小川春海村上税務署長
国、税務署における震災対応について	51	1	松坂健二村上税務署長
税務研修（税制改正について他）	174	8	村上税務署担当係官
相続税関係について	12	1	瀬賀良税理士
視察研修（横浜税関他）	28	1	横浜税関担当係官
合計	315名	12回	

##### ② インターネットセミナーの提供

平成23年9月より新しい研修会の提供として、当法人会ホームページ上ネットにより配信されるセミナーの提供を開始しました。100タイトル以上の各分野における講師によるセミナーを24時間いつでも無料でご覧いただけます。

この各種セミナーの内容は、税務・経営・労務・健康等のタイトルで経営者として知っておくべき多彩なセミナーと講師陣を揃え、これまでアクセス数は519回を数えております。

#### (2) 租税教育活動

イ. 新公益法人制度への移行を踏まえ、青年部会の大きな柱である「租税教育活動」のより積極的な展開を図るため租税教室講師研修や青年の集い全国大会に参加して租税教育について先進単位会と情報交換するなど、税務署税務広報広聴官等の指導を受けて、青年部会員が「租税教室」を実施し、税の啓発PRのため協力しました。

##### ① 租税教室講師研修の参加（主催：村上税務署・岩船地区租税教育推進協議会）

日時 平成23年10月24日  
場所 村上税務署会議室  
内容 租税教室の進行の仕方について  
講師 新潟税務署 税務広報広聴担当官  
参加者 青年部会員9名

##### ② 全法連第25回法人会全国青年の集い「みえ大会」・部会長サミット

日時 平成23年11月17日～18日 於：伊勢市観光文化会館他  
内容 1 租税教育活動プレゼンテーション  
2 租税教育活動表彰発表  
3 部会長ウエルカムパーティ

##### 部会長サミット

内容 基調講演

演 題 「地域に根ざした企業と経営」～危機にあたって～  
講 師 株式会社赤福 代表取締役社長 濱田典保 氏  
円卓会議 テーマ① 「租税教育活動の今後の展開を考える」  
          テーマ② 「地域に根ざした企業経営を考える」

記念講演

演 題 「東日本大震災と日本経済」  
～どのような復興政策が東日本のみならず、日本を救うか～  
講 師 経済評論家 勝間和代 氏

出席者 1名

③岩船地区租税教育推進協議会定期総会

日 時 平成23年6月22日

会 場 村上市教育情報センター 会議室

議 題 ①平成22年度事業報告について  
          ②岩船地区租税教育推進協議会会則の改定について  
          ③平成23年度事業計画（案）について  
          ④その他

出席者 1名

□、児童・生徒等若者を対象とした税の啓発用漫画本ゲゲゲの鬼太郎「税ってなんだ？」（水木しげる）と「おじいさんの赤いつぼ」（大蔵財務協会）を租税教室を開催する小・中学校に配布した。（管内小学校22校620部）  
また下敷き「この社会あなたの税がいきている」についても青年部会が担当して実施した小学校5校のうち4校に120枚を併せて配布しました。

(3) 税の広報活動

イ. 村上法人会「会報」及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

税、経営等に関する最新の情報を提供するため、「村上法人だより」を年2回（第42、43号）、全法連機関誌「ほうじん」年4回（季刊発行）を会員及び一般向けに無料で配布しました。

□. 新聞による税の広報

「e-taX」の利用促進を図るため地元紙の村上新聞及びサンデーいわふねの7/31、1/1日号において「法人会は、イータックスを推奨しています。」と掲載しました。

ハ. ホームページによる税の広報

各種研修会の開催案内を掲載して、一般市民にも参加案内の呼びかけをしました。

(4) 各種研修用教材等の配布・貸出

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、平成23年度においても各種テキスト等を研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布しました。

配布・貸出した資料等

1. セミナーオンデマンドサービス（インターネットセミナー）チラシ
2. 平成23年度版「会社の決算・申告の実務」
3. 「会社の税金ガイドブック」

4. 「税ってなんだ？」（租税教育用まんが本）
5. 特別徴収で納めましょう！（縣市町村課・県税務課）チラシ
6. 平成23年度版会社役員のための「確定申告」実務ポイント
7. 租税教育用「おじいさんの赤いつぼ」マンガ冊子
8. 平成24年度版「税制改正のあらまし（速報）」
9. DVD新設法人のための「決算・申告までの3つのステップ」
10. DVD税理士100人に聞きました「決算・申告実務間違いやすい5つのポイント」

## 2. 税制提言活動

### (1) 税制改正に関する提言の概要

本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

さらに「税制改正に関するアンケート調査」の実施結果もあわせて5月25日付で全法連へ提出しました。

新潟県法連がまとめた要望事項は、以下のとおり

## 総 論 平成24年度 税制改正要望事項

### 第一 経済活性化への積極的取り組み

世界経済が減速する中、我が国の経済も大きく景気の後退に入っている。特に地方の中小企業においては厳しい経営を余儀なくされ、いろんな面で企業努力をして頑張っているのが現状である。

中小企業の70%が赤字経営であり、税収に大きな影響を与えているが、赤字国家の財政再建には、景気回復による税収の増加が一番重要であることを強く認識する必要がある。

政府は、中小企業が景気回復の波に乗れるための施策を早急に示し、具体的に行動してもらいたい。

### 第二 徹底した行財政改革による歳出削減

平成23年度予算によれば、本年度の国債発行44兆円、歳入総額に占める公債金収入47.9%となった。世界的規模の不景気が原因の税収の落ち込みとは言え、平成23年度末の国民の借金の総額が948兆円に達した。これは、まさに破綻同然の財政状況である。

政府としては、思い切った行財政改革を実施し歳出削減を徹底してもらいたい。

新潟県連として次のとおり要求する。

- 1 公務員定数の削減と給与・退職金の抑制及び公務員継続雇用可否の適正検査制度の導入
- 2 議員数の削減及び報酬の見直し
- 3 公的資金を投入している特殊法人等の廃止及び縮小
- 4 公共を積極的に民間に移行
- 5 市町村合併の効果（経済節減）を早めに取り組む
- 6 特別会計は、その内容があまり公表されておらず十分なチェックがないまま肥大化してきた特別会計の抜本的改革が必要である。

### 第三 法人・個人所得税について

税制は、公平・中立・簡素の課税三原則に立って、広く、薄く、公平に適正な税負担を求めていくことが大切であり、国民全体が公的サービス費用を負担することで従来より課税ベースの見直しを要望してきた。

法人の交際費の課税については、引き続き廃止の方向で要望していく。個人所得については、累進課税区分や課税最低限の見直しが一部なされているが、不公平が生じないように配慮すべきである。

#### 第四 社会保障制度の改革推進について

財政と社会保障の問題については、少子高齢化が進むなかで国民は将来の不安がますます増大してきている。出生率の低い理由の第一は将来に対する不安があげられるが、まさに現在の財政危機の中での社会保障制度の低下がはっきりしてきているものと考えられる。既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料の増額等、国民の負担が増加してきている。

一方、国民年金保険料の未納増加や社会保険庁のでたらめな体質や反省の無さに国民の不満は以前にも増して大きくなってきている。

議員年金問題や国家公務員共済年金との一元化問題等については早急に改善すべきである。

公的福祉制度の民間移譲は、地方財政の削減、民間雇用促進の効果も期待できることからより強力に取り組む必要がある。

増大する社会保障費の負担は、国民全体が負うべきであり、消費税は社会保障に重点的に充てるようにしていく必要がある。

#### 第五 東日本大震災の復旧復興予算について

東日本大震災の政府推計被害額は最大で25兆円に上がり、復興に必要な財政支出は10兆円を超えるとみられている。その財源をどう確保するか第2次補正予算の編成作業が実施されている。

法人会としては、安易な増税に頼らず、子供手当などバラマキ予算の見直しで本予算の削減をはかるほか各省庁の特別会計を精査し余剰金を復興財源に充てることとし極力増税を避ける方向にお願いしたい。

## ( 基 本 事 項 )

### 制度の改正要望事項

#### 第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、厳しい経済環境におかれていることから改善する点が多い。

このため、以下の改革を要望する。

##### 1 中小企業の軽減税率適用課税所得の引き上げ

昭和56年以来、中小企業の軽減税率適用課税所得は800万円以下に据え置かれているが適用所得額を少なくとも1,500万円程度に引き上げることを要望する。

##### 2 交際費課税の見直し

交際費は経営運営上必要欠かせない経費であることから現在の損金算入限度額を大幅に引き上げるか、全額損金扱いにするよう要望する。

##### 3 企業会計原則と税法について

企業会計原則は、実務の中に慣習として発達したもののなかから一

般に公正妥当と認められている処理であることから、税法もできる限り原則に近づける処理を要望する。

## 第二 個人所得税制について

税率構造の累進緩和や諸控除により所得課税の負担は軽減されてきており、国際的に見ても低い水準となってきた。しかし、配偶者特別控除の制度の縮減、定率減税の廃止、年金課税の見直し等で個人の税負担は増加している。公平・中立・簡素の三原則に立って、広く薄く公平に税負担するよう税率構造を見直すことが大切である。

### 1 税率構造のさらなる是正

平成18年度改正で税率構造が4区分から6区分となったが、一部では増税となるところもあり更なる改善が必要である。

### 2 諸控除等の見直し

(1)各種控除制度の更なる見直しをし簡素化すること。

(2)それにより税負担が重くなり過ぎる場合は、基礎控除引き上げをして調整すること。

(3)「所得控除から手当へ」の考え方で扶養控除が見直されたが、それに伴い所得税の税額等に連動する国民健康保険料、保育料等、また医療・福祉の負担等の見直しが適正に措置されることを要望する。

### 3 少子化対策としての減税措置

子育てに配慮した減税は必要であるが、少子化問題は税優遇等で解決するような単純な問題ではなく、公的施設の拡充、出産、育児、就労等企業の支援なども含め社会全体での環境整備が必要である。

### 4 金融所得一体課税の検討

10種類ある所得類型を一定の類型に統合または簡素化して損益通算ができるようにするべきである。税制の簡素化のために、金融所得の一体課税を行うよう要望する。

### 5 納税者番号制度の活用

金融所得一体課税の新設に合わせ損益計算する際、また年金制度の一元化や国民年金の未納問題導入など検討されている低所得者への給付つき税額控除等を考えれば全国民に番号を付与することが必要である。プライバシーの侵害防止のための法整備を検討した上で、課税の公平が図られるような制度導入を進めるべきである。

## 第三 消費税制について

消費税率引き上げの条件については、危機的な財政状況、少子高齢化による財政需要の増大を考えるといずれは、引き上げざるを得ないが、その前に徹底した行財政改革を実施し膨大な歳出を減らすことが先決であり、引き上げの条件として、増大する社会保障費に重点的に充てるとともに、地方消費税の配分率を高め大都市との税収格差に悩む地方への手厚い配分を要望する。



#### 第四 相続税制について

中小企業の事業承継税制については、平成21年度改正の見直しで、中小企業を対象に納税額の80%猶予制度が創設されたことは評価するが適用に当たっての要件が厳しすぎる、要件の緩和と従来から要望してきた非上場株式の評価方法を見直す減額措置の拡充を引き続き要望する。

#### 第五 地方税制について

##### 1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

- (1)地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税局がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率とコスト削減に努めるべきである。
- (2)土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。
- (3)居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

##### 2 事業所税について

事業に係る事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収あり、なしと不公平であり市町村合併の際問題とされているケースがある。負担の公平さから見ても不合理であり廃止すべきである。

##### 3 外形標準課税について

資本金1億円超の法人については、既に平成16年度から適用されたが、経営基盤の弱い中小企業に対しては従来通り対象としないことを要望する。

##### 4 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすること。

#### 第六 環境税制について

環境税については、法定外目的税として環境を理由に導入が検討されているが、税の用途やCO<sub>2</sub>削減効果等については明確でない。将来、導入される場合は、既存のエネルギー関係税や特定財源制度等、税全体の中で対応すべきである。また、CO<sub>2</sub>を吸収する森林を保有する地方には税の還元を考慮する。また、国連機関IPCCの地球温暖化についての基礎資料となる知見の発表にぶれがあり環境税導入に当たって

は適正な判断が要請される。

なお、環境保全に積極的に協力した企業に対する優遇税制の検討も必要である。

## 第七 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

# ( 個 別 事 項 )

## 第一 法人税関係

### 1 退職給与引当金制度の復活

企業としては、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、この制度を復活すること。

### 2 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続き等のため2ヶ月以内で完了することがなかなか困難であることにより、法人税の確定申告書の提出期限を事業年度終了後3ヶ月以内に延長する。

### 3 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いいため期間を3年とする。

## 第二 所得税関係

### 1 土地譲渡所得の損益通算の復活

平成16年度に長期譲渡所得の特別控除が廃止され、かつ土地建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止となった。土地流動化促進のために損益通算を復活させること。

## 第三 相続関係

### 1 贈与税配偶者控除の引上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

### 2 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。相続税資金の確保や事業継承の資することになる。

## 第四 間接税関係

### 1 印紙税の改正

(1) 約束手形及び為替手形の非課税限度額は、手形金額が30万円未とする。

(2) 売上代金の受取書の非課税限度額は10万円未満の受取書とする。

以 上

## (2) 税制改正要望大会への参加

〔開催日〕 平成23年10月6日

〔会場〕 神奈川県横浜市「パシフィコ横浜」

〔来賓〕 川上 力 国税庁長官 杉江 潤 東京国税局長  
近藤光夫 横浜中税務署長 黒岩祐治 神奈川県知事  
林 文子 横浜市長 外18名

〔法人会参加人員〕 約2,900名

## 要 望 大 会

### 平成24年度 税制改正に関するスローガン

(総論)

- ・行財政改革を推進するため、議員・公務員定数の大胆な削減を！
- ・税制の抜本改革を行い、元気な日本の復活を！

(法人税)

- ・法人実効税率は欧州・アジア主要国並の30%以下に引下げを！

(所得税)

- ・所得税は広く薄く負担を求め、基幹税としての役割強化を！

(事業承継税制)

- ・適用要件を緩和・是正し、企業の継続に役立つ事業承継税制を！

(消費税)

- ・歳出・歳入の全体的な見直しの中で消費税率引き上げの議論を！

(地方税)

- ・地方分権の推進のため、三位一体改革の更なる徹底を！

(その他)

- ・年金・医療・介護の制度改革を断行し、  
持続可能な社会保障制度の確立を！

## (3) 要望実現のための要請活動の展開

全法連、各県連及び単位会とも要望実現のための要請活動を展開し、県連においては管内選出の衆参各国会議員及び県知事並びに県議会議長に対して行うとともに、村上法人会としては、平成23年11月28日、会長及び税制委員長、事務局長により、村上市役所において大滝村上市長及び佐藤村上市議会議長と面会し、要請を行いました。

(4) 法人会の税制改正要望の主な実現事項（全法連）

法人会が要望した項目のうち改正が行われた箇所は以下のとおりです。

～法人会の税制改正要望の主な実現事項～

法人会では毎年会員の意見や今後のあるべき姿などを踏まえながら税制改正に関する提言を取りまとめています。

これまでに、多くの税制改正を実現しておりますが、そのうち、近年（過去10年間）の主な実現事項を紹介します。

〔法人税〕

1. 法人税率の引き下げ（平成23年度）

(1) 資本金1億円超の法人 25.5%（改正前 30%）

(2) 中小法人の軽減税率 15%（改正前 18%）

ただし、平成24年4月1日から3年間は、震災復興の償還財源として復興法人特別税（法人税の10%相当額）が課せられる。

2. 同族会社の留保課税（平成19年度）

特定同族会社の留保金課税制度について、適用対象から中小企業（資本金等が1億円以下の会社）が除外されました。

3. 減価償却制度（平成19年度）

償却可能限度額および残存価額が廃止され、備忘価額の1円まで償却できる制度に改正されました。

法定耐用年数が390区分から55区分へと見直されました。（平成20年度）

4. 交際費課税（平成15年度）

400万円の定額控除対象法人の範囲を資本金1億円以下（改正前5千万円以下）の中小法人に拡大。また、損金不算入割合が10%（改正前20%）に引き下げられました。

定額控除限度額が400万円から600万円に拡大されました。（平成21年度）

1人当たり5,000円以下の飲食費（役職員間の飲食費を除く）は、交際費の範囲から除外されました。（平成18年度）

5. 特殊支配同族会社の役員給与の損金算入制限（平成22年度）

廃止されました。

6. その他

・少額減価償却資産の即時償却制度が創設されました。（平成15年度）

・欠損金の繰越期間が7年に延長されました。（平成15年度）

・中小企業について欠損金の繰り戻し還付制度が復活しました。（平成21年度）

〔相続税・贈与税〕

1. 税率等の見直し（平成15年度）

(1) 相続税

相続税の最高税率が50%（改正前70%）に引き下げられるとともに、その税率の刻み数が6段階（改正前9段階）に簡素化されました。

(2) 贈与税

相続税の最高税率が50%（改正前70%）に引き下げられるとともに、その税

率の刻み数が6段階（改正前13段階）に簡素化されました。

## 2. 相続時精算課税制度の創設（平成15年度）

子が親から受ける贈与について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に精算する制度が、現行の制度（暦年課税）との選択制で導入されました。

## 3. 事業承継関係

### (1) 非上場株式等に係る相続税の項税猶予制度の創設（平成21年度）

相続により取得した自社株の課税価格の80%に対応する相続税額の納税が猶予され、後継者の死亡等により猶予税額が免除される制度が創設されました。

### (2) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設（平成21年度）

後継者が先代経営者から自社株式の一括贈与を受けた場合には、当該株式に係る後継者の贈与税の額の納税が猶予される制度が創設されました。

### (3) 物納手続きの改善（平成18年度）

自社株式の物納についての許可基準などが緩和・明確化されました。

## [金融関係税制]

### 1. 損益通算規程の創設（平成20年度）

上場株式等の譲渡損失と上場株式等配当所得との間の損益通算が可能となる損益通算規程が創設されました。

## [土地税制]

### 1. 個人の譲渡所得（平成16年度）

長期譲渡所得に対する税率26%から20%へ引き下げられました。

短期譲渡所得に対する税率52%から39%へ引き下げられました。

### 2. 法人の土地譲渡益（平成16年度）

法人の土地譲渡に対する追加課税制度の適用停止措置が適用されています。

（5年ごとに延長されて現在に至っています。）

## [地方税関係]

### 1. 不動産取得税（平成15年度）

不動産取得税の標準税率が3%（改正前4%）に引き下げられました。

### 2. 特別土地保有税（平成15年度）

新規にかかる特別土地保有税が課税停止となりました。

### 3. 事業所税（平成15年度）

新增設分に対して課税される事業所税が廃止されました。

## [その他]

### 1. 申告書の公示制度の廃止（平成18年度）

法人税、所得税などに係る公示制度が廃止されました。

### 2. 電子申告（平成19年度）

#### (1) e-Taxの特別控除制度の創設

個人が所得税を電子申告で申告を行う場合、一定の要件のもとで1回に限りその年の所得税の額から5,000円（その年の所得税額を限度）を控除できる制度が創設されました。

- (2) 電子申告における添付書類の省略  
 所得税の確定申告を電子申告で行う場合、医療費の領収書など一定の第三者作成書類等の添付書類が省略できるようになりました。
- (3) 電子署名の省略  
 税務手続の電子化促進のため、一定の要件の下で電子署名の省略が認められるようになりました。
3. 更正の請求期間の延長（平成24年度）  
 更正の請求期間が原則5年に延長されました。（改正前1年）

(5) 全法連・平成24年税制セミナー

開催日 平成24年2月15日

場 所 ハイアットリージェンシー東京

内 容 第1講座

演題 「平成24年度税制改正について」

講師 財務省大臣官房審議官 星野次彦 氏

第2講座

演題 「社会保障と税の一体改革」実現に向けて

講師 慶応義塾大学 教授 土居丈朗 氏

主席者数 473名（うち村上法人会1名）

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 平成23年度の経営支援に関する研修会の実施状況

平成23年度の研修会開催状況は下記のとおりである。

項目別研修会開催状況			
テーマ	参加人員	実施回数	講師名（敬称略）
漆山神社と村上堆朱	53	1	新潟県地名研究会会長 長谷川 勲
たまにはのんびり落語でも	91	1	新潟落語協会会長 水都家艶笑
助成金の活用と会社の労務管理について	49	2	社会保険労務士大矢和也
信用格付け制度の仕組みと対応策	31	1	第四銀行坂町支店 今泉彰彦
M9. 0東日本大震災—わたしたちのまわりはどうか	130	1	環境学博士 澤田可洋
～大震災によって変わった点、変わらない点～知っておくべき今後の経済の流れ！	25	1	ファイナンシャルプランナー 洞口勝人
AED講習会・心肺蘇生法	34	1	村上消防本部 担当官
どうなる今後の日本経済—今中小企業は何をすべきか—	52	1	帝京大学経済学部教授 黒崎 誠
合 計	465名	9回	

## (2) 研修用等資料の配付・貸出

経営セミナーに関する教材や資料は経営情報の周知には必要であり、平成23年度においても各種資料・テキスト等を研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布し、またDVDの貸出を行いました。

配布・貸出した資料等

1. パンフレット「法人会の福利厚生制度」
2. 「法人会のご案内」リーフレット
3. パンフレット「なぜ？100万社の社長たちは、法人会に入会したのか？」
4. DVD「なるほど！新事業承継税制」～ドラマで見る内容と手続き～
5. DVD「公益法人制度改革」法人会の取り組み

## (3) 社会貢献活動

イ. 地域貢献活動による特別講演会等で集まったタオルなどを持参して特別養護老人ホームなどの福祉施設の慰問を実施した。

日時 平成23年10月12日

会場 特別養護老人ホーム「たかつほ」

内容 タオル(500枚)・お手玉(250個)等の贈呈  
女性部会員等による民謡・日本舞踊・フラダンス等の演芸慰問

参加者 21名

ロ. 福祉施設でのタオル不足を、一般市民に呼びかける目的で、年1回地域貢献活動による特別講演会を開催、入場料は無料でタオル提供の協力をお願いした。

### 地域社会貢献活動による特別講演会

開催日 平成24年3月7日

会場 大観荘 せなみの湯

講師 帝京大学経済学部教授 黒崎 誠 氏

演題 「どうなる今後の日本経済—今中小企業は何をすべきか—」

参加人数 52名(うち一般参加者2名) タオル収集32枚

## ハ. 「AED」講習会の開催

公共施設などに多く設置されている「AED」の正しい使用法を学び、心肺蘇生法による応急手当について消防署員を講師に法人会各事業所の従業員や商工会会員など広く一般にも呼びかけて実施した。

## 二. 花いっぱい運動の実施

朝日地区内の一人暮らしの高齢者約50名に鉢植えの花を届け慰問した。

また、特別養護老人ホームなどにも施設利用者や来所者に鑑賞してもらうようそれぞれプランター植えの花を届けた。

## ホ. 東日本大震災支援活動

平成23年3月11日、東北地方を襲った巨大地震、大津波、原子力発電所事故により多大な被害を受けられた方々に対し、一日も早い復旧、復興を願い募金活動を行い、義援金を贈った。

## ハ. 荒川と里山と田畑のめぐみ体験

荒川右岸河川敷などの会場に小・中学生とその保護者約80名が参加して荒川と里山と田畑の恵みを体験し、環境保全の高揚と郷土愛が図られた。

### 3. 共益関係

#### 1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

##### (1) 組織の強化・充実

会員増強については経済状況の悪化が依然として続いており、廃業や合併等の増加など、会員の減少に歯止めがかからない状態ではありますが、今年度も会員増強運動は公益法人改革に向けて、組織委員会を中心として会員増強を図るために獲得目標を「役員（本会）1人1社獲得必達」として会員数600社以上の目標として、支部ごとに各役員の取り組みによって未加入法人先を徹底して回り、会員獲得の推進を図るとした。

併せて、税務署・税理士会・法人会役員との三者懇談会を開催してお互いの情報交換をすると共に会員増強の推進について要請をし、青年部会及び女性部会においても会員増強に取り組んだ。また、新設法人データの活用やポスター・パンフレットによるPRとして平成22年度からプロテニスプレーヤー杉山愛選手を起用し、キャッチフレーズを「だから私は、法人会 ・経営に差がつく。 ・税の知識が身につく。 ・人脈が広がる。」をテーマに法人会に入ろう。）とするポスターを配布使用した。

また、各種研修会、講演会の開催時において会場で「法人会のご案内」などのパンフレットによりPRをし加入促進を図った。

平成24年3月31日現在

支部別	期首会員数	期中加入	期中退会	期末会員数	加入率%
関川	52	—	5	47	58.0
荒川	98	3	4	97	68.8
神林	49	3	2	50	36.5
村上	265	3	8	260	50.3
朝日	56	—	3	53	50.5
山北	67	—	1	66	58.4
農協	2	—	—	2	100.0
計	589	9	23	575	52.5

##### (2) 部会等事業の充実

	事業名	開催回数	出席者数
青年部会	通常総会	1	19
	研修会の開催	2	130
	会議の開催	2	19
	その他会議	4	9
女性部会	通常総会	1	18
	研修会の開催	3	168
	会議の開催	6	28
	その他会議	3	16
支 部	通常総会	6	132
	研修会の開催	9	158
	会議の開催	18	155

#### 青年・女性部会活動

##### イ. 青年部会関係

今年度の「租税教育活動」は、青年部会の活動の柱として租税教室の開催を更に充実するために租税教育講師研修に参加し、租税教室の進め方として実践報告や一般教養講話、そして学習指導要領等における租税の扱いなどについて指導を受け、租税教育教材や一億円レプリカなどを用いて昨年より多い管内の小学校5校6年生（124名）を対象に租税教育活動を行いました。

##### ロ. 女性部会関係

研修会・講演会の開催にタオルの寄贈をお願いし、例年行っている福祉施設の慰問において特別養護老人ホーム「たかつぼ」を訪問して民謡・日本舞踊・



フラダンス等の演芸と併せて収集したタオルなどを寄贈したほか、「歴史の街長井と花の飯豊を訪ねて」として山形・長井市方面を視察研修し、また、社会保険労務士を講師として助成金の活用と労務管理について理解を深めました。

青年部会・女性部会 会員数

支部別	青年部会		女性部会	
	期首	24.3	期首	24.3
関川	6	6	8	8
荒川	7	7	13	12
神林	6	6	4	4
村上	21	21	18	19
朝日	8	8	9	8
山北	5	5	16	16
計	53	53	68	67

### (3) 福利厚生事業

福利厚生制度を取り巻く環境は、経済状況の悪化、さらには会員企業の保険に対する意識の変化等により、依然として厳しい状況が続いています。

しかし、全法連の福利厚生制度は会員にとっても、また各法人会にとっても会員増強、さらには法人会の財政基盤の安定化に大きなメリットをもたらすものであり、厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

#### イ. 法人会福利厚生制度連絡協議会の開催

法人会の役員と福利厚生制度委託保険三社との連携を密にするため、法人会福利厚生制度連絡協議会等を開催しました。(H23.12.13)

#### ロ. 保険三社の加入状況について

H24.3月末現在	経営者大型保障制度	経営保全プラン	がん保険制度
会員加入率	10.3%	3.10%	12.05%
加入企業数	60社	18社	70社

### (4) 会員支援事業

#### 会員企業の経理担当者の表彰

・勤続10年以上の経理担当者及び指導的な立場で社長が特に推薦する人を対象に毎年1回表彰を行いました。

#### 優良経理担当職員表彰式(第22回通常総会時)

- ・開催日 平成24年5月22日
  - ・場所 大観荘せなみの湯
  - ・受賞者 5社 5名 (順不同・支部別・敬称略)
- |       |           |    |
|-------|-----------|----|
| 前島 順  | (株)横山商店   | 荒川 |
| 岸 富子  | (株)石田組    | 神林 |
| 坂内 チイ | (株)ダスキン鈴木 | 村上 |
| 山田 恵子 | (有)きっかわ   | 村上 |
| 花野 典子 | (株)サクマ    | 村上 |

#### 表彰の趣旨(優良経理担当職員表彰規程)

今日企業の経営にとって経理と税務はきわめて大きなウエートを占めていることはいうまでもなく、経理担当職員は、最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これらの職員の内、功労謙虚な者を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

## 6. 管理関係

### (1) 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図り、法令に基づく適正な情報開示に努める。さらにホームページなどを活用して、一般市民に対して情報の発信や会活動のPRを図りました。

### (2) 諸会議等の開催状況

#### イ. 平成23年度・第21回通常総会

日時 平成23年5月23日

会場 大観荘せなみの湯

出席者数 320名（委任状を含む）

- 議事
- ①平成22年度事業報告承認に関する件
  - ②平成22年度決算報告承認に関する件
  - ③平成23年度事業計画（案）承認に関する件
  - ④平成23年度収支予算（案）承認に関する件
  - ⑤役員選任（案）承認の件
  - ⑥その他

#### ロ. 理事会（第1回）

日時 平成23年5月23日

会場 大観荘 せなみの湯

出席者数 21名

- 議題
- ①平成23年度通常総会議案審議について
  - ②その他  
・表彰式について

#### 理事会（第2回） ※組織委員会含む

日時 平成23年8月30日

場所 割烹 善蔵

出席者数 21名

- 議題
- ①平成23年度会員増強運動について
  - ②新公益法人制度への移行について
  - ③その他

#### 理事会（第3回）

日時 平成24年3月7日

会場 大観荘 せなみの湯

出席者数 22名

- 議題
- ①事業年度開始前までに予算未成立の場合の取扱いについて
  - ②平成23年度事業報告及び平成24年度事業計画（案）について
  - ③会員増強運動の結果報告について
  - ④公益法人移行決議関連議題について
  - ⑤今後のスケジュール等について
  - ⑥その他

#### ハ. 公益改革特別委員会

〔第1回〕平成23年6月30日 於：割烹一心

出席者数14名

- 議題
- ①公益法人移行申請手続きについて
  - ②定款変更（案）及び諸規程（案）について

- ③申請手続き及び定款（案）の軽微な修正は、会長一任の承認について
- ④その他

〔第2回〕平成24年2月1日 於：割烹一心

出席者数 18名

- 議題①公益法人移行申請手続きスケジュール等について
- ②新公益法人制度移行に伴う役員報酬規程（案）について
- ③その他

## 二. 総務・広報委員会

〔第1回〕平成23年6月30日 於：割烹一心 出席者数 9名

- 議題①「村上法人会だより」第42、43号の発行について
- ②平成23年度「優良経理担当職員」の表彰について
- ③平成23年度事業計画について
- ④情報交換

〔第2回〕平成24年2月1日 於：割烹一心 出席者 9名

- 議題①平成23年度「全法連及び県法連功労者表彰」候補者選考について
- ②平成23年度「優良経理担当職員」被表彰者の選考について
- ③今後の理事会・総会等の開催日程について
- ④その他

## ホ. 組織委員会

〔第1回〕平成23年6月30日 於：割烹一心 出席者 9名

- 議題①平成23年度会員増強運動の実施について
- ②管内法人未加入企業名簿の確認について
- ③情報交換

〔第2回〕平成23年8月30日 於：割烹善蔵 出席者 9名

- 議題①平成23年度会員増強運動について
- ②新公益法人制度への移行について
- ③情報交換

〔第3回〕平成23年10月28日※全体会 於：村上商工会議所

出席者 28名

- 議題①平成23年度会員増強運動の取組み状況について
- ②今後のスケジュールについて
- ③情報交換

〔第4回〕平成24年2月1日 ※全体会 於：割烹一心

出席者 18名

- 議題①平成23年度会員増強運動の結果について
- ②今後の事業日程について
- ③情報交換

## ハ. 研修委員会

〔第1回〕平成23年7月4日 於：村上商工会議所研修室

出席者 9名

- 議題①視察研修（案）について
- ②平成23年度研修活動について
- ③情報交換

ト. 税務署・税理士会・法人会役員三者懇談会

日時 平成23年8月30日 ※理事会

場所 割烹 善蔵

議題 ①会員増強の推進について

②情報交換

出席者 24名（うち税務署2名、税理士会5名）

チ. 合同役員研修会・福利厚生制度連絡協議会

日時 平成23年12月13日

場所 大観荘せなみの湯

第一部 複利厚生制度連絡協議会

①大同生命保険㈱より説明

②A I U保険会社より説明

③アフラック生命保険会社より説明

第二部 講演 税務研修

テーマ「国、税務署における震災対応について」

講師 村上税務署長 松坂健二 氏

出席者 51名

リ. その他行事・会議等参加

(1) 全法連：第28回法人会全国大会（熊本大会）

開催日 平成23年10月6日

会場 パシフィコ横浜 国立横浜国際会議場大ホール

法人会参加人員 約2,900名（うち村上法人会2名）

第一部 記念講演

演題「日本の歩むべき道」

講師 元内閣総理大臣 小泉純一郎 氏

第二部 大会式典（表彰・税制改正提言の報告・来賓祝辞）

第三部 懇親会

(2) 局法連：役員・監事研修

開催日 平成24年2月2日

会場 ラフレさいたま（さいたま市）

第一講座 演題：「会社経営にも役立つ法人会監査の在り方」

～役員の権限と責任・内部統制の確立・少人数でも  
講じられる未然防止策～

講師：税理士 野田扇三郎 氏

第二講座 演題：中小企業のためのBCP（企業継続計画）セミナー

～東日本大震災に学ぶ、今日から始めるBCP～

講師：A I U保険会社 リスクコンサルティング

部長 高橋 勝 氏

出席者 120名（うち村上法人会2名）

(3) 局法連：管内事務局担当者研修会

開催日 平成23年12月1日

会場 プリランテ武蔵野（さいたま市）

第一講座：「公益申請から発足まで」「助成金制度について」

講師：全国法人会連合財務部次長 山田芳彦 氏

第二講座：「助成金ソフトの操作内容と帳簿類の説明」

講師：税理士法人赤坂見附総合事務所 弘中良明 氏  
出席者 2名

(4)全法連：事務局セミナー

開催日 平成24年3月8日  
会場 ハイアットリージェンシー東京  
第1部 演題：「仕事に役立つ思考フレーム」  
～ロジカルシンキングの基礎講座～  
講師：法政大学専門職大学院客員教授 疋田幸子 氏  
第2部 演題：これからの法人会運営について  
－「公益法人」移行後の留意点－  
講師：全法連事務局長 丸山義晴 氏  
出席者 274名（うち村上法人会1名）

(5) 県連：税制委員会

日時 平成23年5月16日  
会場 ANAクラウンプラザホテル新潟  
議題 ①単位会の23年度税制改正要望事項の結果について  
②税制改正に関するアンケート調査の結果について  
③平成24年度要望書作成のための審議  
④その他  
出席者 1名

(6) 県連：総務委員会

日時 平成23年5月17日  
会場 ホテルイタリア軒  
議題 ①第21回通常総会提出議案（案）の確認について  
②県連役員等旅費規程（案）について  
③各単位会の公益法人制度改革の取り組み進捗状況について  
④その他  
出席者 1名

(7)県連：理事会・定時総会

日時 平成23年5月25日  
会場 ANAクラウンプラザホテル新潟  
理事会 議案 ①定時総会に提案する議案の審議について  
②県連役員等旅費規程（案）に関する件  
③その他  
定時総会議案 ①平成22年度事業報告承認の件  
②平成22年度収支決算報告承認の件  
③平成23年度事業計画（案）承認の件  
④平成23年度収支予算（案）承認の件  
⑤役員選任（案）承認の件  
⑥その他

全法連功労者表彰伝達式 佐藤 巧 氏  
県法連功労者表彰式 大滝 徳蔵 氏  
e-Tax推進表彰式 村上法人会  
福利厚生制度推進表彰式  
出席者 10名

(8) 県連：理事会・福利厚生制度連絡協議会

日時 平成23年8月4日

会場 ホテルオークラ新潟

理事会

議題

- ① 県連委員会規程の改正（案）承認について
- ② 県連委員会の新委員の承認について
- ③ 全法連委員の確認について
- ④ 公益法人制度改革への対応について
- ⑤ 県連で取り纏めた平成24年度税制改正要望事項について
- ⑥ ガバナンスの確保について
- ⑦ その他

福利厚生制度連絡協議会

次第

- ① 福利厚生制度表彰式
- ② 全法連福利厚生委員会の伝達について
- ③ 法人会福利厚生制度の現状と今後の推進について
- ④ その他

出席者 2名

(9) 県連：第1回事務担当者研修会

日時 平成23年8月31日

会場 新潟東映ホテル

内容

- ① 全法連全国専務理事会議・県連第2回理事会の伝達について
- ② 新公益法人制度への対応について
- ③ 事務局のガバナンスの確保について
- ④ 質疑応答

出席者 2名

(10) 県連：第2回総務委員会

日時 平成23年9月27日

会場 新潟グランドホテル

議題

- ① 全法連総務委員会のガバナンス等の伝達について
- ② 新公益法人制度への対応について
- ③ 各単位会の総務関係の現状について
- ④ 年末特別講演会並びに懇親パーティーの準備について
- ⑤ 県連で取り纏めた平成24年度税制改正要望事項について
- ⑥ その他

出席者 1名

(11) 県連：税を考える週間 記念講演会（主催：新潟県税務連絡協議会）

日時 平成23年11月21日

会場 新潟テルサ

演題 「社会構造の変化と税務行政」

講師 関東信越国税局長 大川 浩 氏

出席者 150名（うち村上法人会8名）

(12) 県連：年末特別講演会・年末懇親パーティー

日時 平成23年12月14日

会場 ANAクラウンプラザ ホテル新潟

テーマ 「最近の政治と経済」

講師 田中 秀征氏 (福山大学客員教授)  
出席者 12名 (県連全体参加者数約500名)

(13)県連：事務局長等会議並びにアフラックパナトレース2011三者合同表彰研修会

日時 平成23年12月16日～17日  
会場 岩室温泉 ホテル大橋  
議題 ①12月8日開催の全国専務理事会議の伝達について  
②助成金の経理等について  
③その他

表彰研修会 1優績推進員表彰式  
2法人会推進の現状と今後の推進について  
3講演会  
テーマ「がん克服と天寿がん」  
講師 がん研究所名誉所長 北川知行氏  
出席者 1名

(14)県連：理事会・国税局幹部との協議会

日時 平成24年1月27日  
会場 新潟東映ホテル  
協議会  
議題 ①国税局からの要望事項  
イ 公益法人制度改革への対応について  
ロ 改正法人税法(震災特例法等を含む)の円滑な定着について  
ハ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の普及及び定着について  
②国税局からの周知事項  
イ 震災特例法に基づく所得税の軽減措置に関する手続きについて  
ロ 税務署の閉庁日における確定申告の相談の実施について

③各単位会の活動報告及び国税局への要望事項について  
④総評・アドバイス

理事会

議題 ①平成23年度暫定予算承認の件  
②公益法人制度改革への対応方について  
③その他  
出席者 2名

(15)県連：共益事業推進委員会

日時 平成24年3月14日  
会場 ANAクラウンパザ ホテル新潟  
議題 ①全法連共益事業推進委員会出席結果の伝達について  
②年度末会員増強運動について  
③各単位会の活動状況等の情報交換について  
④その他  
出席者 1名

(16) 管内税務団体連絡協議会総会

日 時 平成23年6月8日

会 場 村上税務署 会議室

議 題 ①平成22年度事業報告及び収支決算報告について  
②平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）について  
③その他

出席者 1名

(17) 管内税務団体連絡協議会第1回運営委員会

日 時 平成23年10月25日

会 場 村上税務署 会議室

議 題 ①平成23年度「税を考える週間」行事の参加について  
②「税に関する作文」の記念品の贈呈について  
③その他

出席者 1名

(18) 「税を考える週間」「納税表彰式」「記念講演会」

日 時 平成23年11月15日

場 所 村上市民ふれあいセンター

内 容 ①村上税務署長表彰状授与  
②中学生・高校生の「税についての作文」表彰状授与  
③租税教育等協力校に対する表彰  
④作文受賞作品朗読  
⑤記念講演会

テーマ「税の役割と税務署の仕事」

講 師 村上税務署長 松坂健二 氏

出席者 30名（うち村上法人会12名）

又、納税功労による受賞者

村上税務署長表彰（平成23年11月）

佐 藤 巧 氏 村上法人会理事

平成24年度全法連功労者表彰（平成24年5月）

大 滝 徳 蔵 氏 村上法人会監事

平成24年度県法連功労者表彰（平成24年5月）

山 崎 秀 雄 氏 村上法人会副会長



第2号議案 平成23年度 決算報告承認の件

平成23年度正味財産増減計算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

単位:円

科 目	当年度	前年度(略)	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1,500			
基本財産受取利息	1,500			基本財産利息収入
特定資産運用益	351			
特定資産受取利息	351			特定積立金利息収入
受取会費	4,905,750			
正会員受取会費	4,905,750			一般会費収入
賛助会員受取会費	0			
事業収益	2,027,969			
会員親睦事業収益	1,202,969			懇親会等会費収入
青年・女性部会事業収益	705,000			青年・女性部会会費収入
広告収益	120,000			
受取補助金	5,118,800			
受取全法連助成金	3,684,000			全法連助成金収入
受取全法連補助金	1,434,800			
雑収益	211,892			
受取利息	357			受取利息収入
雑収益	211,535			雑収入
経常収益計(A)	12,266,262			
(2) 経常費用				
事業費	9,738,690			
(税に関する研修会事業)	273,308			
会場費	104,440			
資料費	14,678			
諸謝金	10,000			
印刷製本費	15,182			
委託費	28,350			
消耗品費	5,288			
通信運搬費	95,020			
委員会費	350			
(税法税務に関する教材作成配布事業)	0			
資料費	0			
通信運搬費	0			
(租税教育事業)	71,969			
消耗品費	49,369			
委員会費	22,600			
(税の広報事業)	197,402			
印刷製本費	56,804			
委託費	30,000			
新聞掲載費	54,000			
通信運搬費	23,098			
支払負担金	12,000			
委員会費	21,500			
(会報発行事業)	315,462			
会報作成費	209,400			
通信運搬費	106,062			
(税制改正提言事業)	27,320			
調査研究費	26,320			
委員会費	1,000			
(地域社会経営支援研修事業)	305,180			
会場費	50,000			

科 目	当年度	前年度(略)	増 減	備 考
資料費	26,180			
諸謝金	185,510			
印刷製本費	12,180			
委託費	28,350			
通信運搬費	2,960			
(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)	0			
資料費	0			
通信運搬費	0			
(地域社会貢献活動事業)	406,844			
会場費	77,300			
通信運搬費	11,900			
消耗品費	71,726			
諸謝金	201,870			
製本印刷費	30,058			
委員会費	13,990			
(会員支援事業)	48,620			
会員表彰事業費	24,620			
委員会費	24,000			
(組織基盤強化のための支援事業)	31,784			
会員増強推進費	13,524			
通信運搬費	480			
委員会費	17,780			
(会員交流事業)	1,268,834			
会員交流費	1,268,834			
(会員の福利厚生制度推進に関する事業)	50,934			
福利厚生事業費	50,934			
委員会費	0			
(管理費のうち事業費配賦額)	6,741,033			
給料手当	4,339,210			
福利厚生費	1,008,392			
旅費交通費	681,866			
通信運搬費	99,433			
什器備品費	56,389			
消耗品費	109,439			
印刷製本費	43,352			
賃借料	238,200			
租税公課	3,200			
支払負担金	100,000			県連会費
支払手数料	58,231			
雑費	3,321			
管理費	2,599,132			
給料手当	1,125,790			
福利厚生費	261,623			
渉外慶弔費	105,500			
表彰費	18,465			

科 目	当年度	前年度(略)	増 減	備 考
会議費	343,009			
総会費	267,219			
役員会費	62,890			
その他会議費	12,000			
委員会費	900			
旅費交通費	176,907			
通信運搬費	25,797			
什器備品費	14,630			
消耗品費	28,394			
印刷製本費	11,248			
賃借料	61,800			
事務委託費	390,000			
支払負担金	20,000			
支払手数料	15,108			
雑費	861			
経常費用計(B)	12,337,822			
当期経常増減額(A-B)	△ 71,560			
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受増益				
経常外収益計	0			
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
経常外費用計	0			
当期経常外増減額	0			
税引前当期一般正味財産増減額	△ 71,560			
法人税、法人県民税、法人市民税	0			
当期一般正味財産増減額	△ 71,560			
一般正味財産期首残高	7,077,955			
一般正味財産期末残高	7,006,395			
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	3,684,000			
受取全法連助成金	3,684,000			
一般正味財産への振替額	△ 3,684,000			
一般正味財産への振替額	△ 3,684,000			
当期指定正味財産増減額	0			
指定正味財産期首残高	0			
指定正味財産期末残高	0			
Ⅲ 正味財産期末残高	7,006,395			

# 正味財産増減計算書内訳表

(平成23年度4月1日から平成24年3月31日まで)

単位:円

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益			1,500	1,500					1,500
基本財産受取利息			1,500	1,500					1,500
特定資産運用益			351	351					351
特定資産受取利息			351	351					351
受取会費			3,554,382	3,554,382			1,351,368		4,905,750
正会員受取会費			3,554,382	3,554,382			1,351,368		4,905,750
賛助会員受取会費									
事業収益									
会員親睦事業収益							2,027,969		2,027,969
青年・女性部会事業収益							1,202,969		1,202,969
広告収益							705,000		705,000
受取補助金	2,320,920	1,363,080		3,684,000			425,224	1,009,576	5,118,800
受取全法連助成金	2,320,920	1,363,080		3,684,000					3,684,000
受取全法連補助金							425,224	1,009,576	1,434,800
雑収益									
受取利息							211,892		211,892
雑収益							357		357
経常収益計	2,320,920	1,363,080	3,556,233	7,240,233		2,453,193	2,572,836		12,266,262

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の控除)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
(2) 経常費用									
事業費	5,215,935	2,057,984		7,273,919		2,464,771	2,464,771		9,738,690
調査研究費	26,320	0		26,320					26,320
会場費	104,440	127,300		231,740					231,740
資料費	14,678	26,180		40,858					40,858
諸謝金	10,000	387,380		397,380					397,380
会報作成費	209,400	0		209,400					209,400
新聞掲載費	54,000	0		54,000					54,000
会員表彰事業費						24,620	24,620		24,620
会員増強推進費						13,524	13,524		13,524
会員交流費						1,268,834	1,268,834		1,268,834
福利厚生事業費						50,934	50,934		50,934
委員会費	45,450	13,990		59,440		41,780	41,780		101,220
給料手当	2,830,870	879,865		3,710,735		628,475	628,475		4,339,210
福利厚生費	657,868	204,472		862,340		146,052	146,052		1,008,392
旅費交通費	444,844	138,263		583,107		98,759	98,759		681,866
通信運搬費	289,049	35,022		324,071		14,881	14,881		338,952
什器備品費	36,788	11,434		48,222		8,167	8,167		56,389
消耗品費	126,054	93,917		219,971		15,851	15,851		235,822
印刷製本費	100,269	51,029		151,298		6,279	6,279		157,577
賃借料	155,400	48,300		203,700		34,500	34,500		238,200
委託費	58,350	28,350		86,700		0	0		86,700

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	取 1	他1 (会員支援)			
租税公課							3,200		3,200
支払負担金	12,000	0		12,000		100,000	100,000		112,000
支払手数料	37,989	11,808		49,797		8,434	8,434		58,231
雑費	2,166	674		2,840		481	481		3,321
管理費									
給料手当							2,599,132		2,599,132
福利厚生費							1,125,790		1,125,790
渉外慶弔費							261,623		261,623
表彰費							105,500		105,500
会議費							18,465		18,465
旅費交通費							343,009		343,009
通信運搬費							176,907		176,907
什器備品費							25,797		25,797
消耗品費							14,630		14,630
印刷製本費							28,394		28,394
賃借料							11,248		11,248
委託費							61,800		61,800
支払負担金							390,000		390,000
支払手数料							20,000		20,000
雑費							15,108		15,108
経常費用計	5,215,935	2,057,984	0	7,273,919		2,464,771	2,464,771		12,337,822
当期経常増減額	△ 2,895,015	△ 694,904	3,556,233	△ 33,686		△ 11,578	△ 26,296		△ 71,560

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 地域貢献	共 通	取1	他1 会員支援	小 計			
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益							0		0
固定資産売却益							0		0
固定資産受増益							0		0
経常外収益計							0		0
(2) 経常外費用							0		0
固定資産売却損							0		0
固定資産除却損							0		0
災害損失							0		0
経常外費用計							0		0
当期経常外増減額							0		0
他会計振替額							0		0
当期一般正味財産増減額	△ 2,895,015	△ 694,904	3,556,233	△ 33,686	△ 11,578	△ 11,578	△ 26,296		△ 71,560

## 財務諸表に対する注記

### 1. 計算書類の作成に関する重要な会計方針

#### (1) 引当金の計上基準

退職給付引当金

退職給付に備えるため計上している。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税込額で表示している。

会費収入は不課税である。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000			5,000,000
小計	5,000,000			5,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	270,000			270,000
小計	270,000			270,000
合計	5,270,000			5,270,000

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	うち指定正味財産からの 充当額	うち一般正味財産からの 充当額	うち負債に対応する額
基本財産				
定期預金	5,000,000		5,000,000	
小計	5,000,000		5,000,000	
特定資産				
退職給付引当資産	270,000			270,000
小計	270,000			270,000
合計	5,270,000		5,000,000	270,000



# 貸借対照表

平成24年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度(略)	増減
<b>I. 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	2,059,731		
現金	53,000		
普通預金	2,006,731		
【流動資産合計】	2,059,731		
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000		
【基本財産合計】	5,000,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	270,000		
【特定資産合計】	270,000		
(3) その他の固定資産			
【その他の固定資産合計】	0		
【固定資産合計】	5,270,000		
【資産合計】	7,329,731		
<b>II. 負債の部</b>			
1. 流動負債			
預り金	53,336		
【流動負債合計】	53,336		
2. 固定負債			
退職給付引当金	270,000		
【固定負債合計】	270,000		
【負債合計】	323,336		
<b>III. 正味財産の部</b>			
一般正味財産			
【一般正味財産合計】	7,006,395		
(うち基本財産への充当額)	5,000,000		
(うち特定資産への充当額)	270,000		
【正味財産合計】	7,006,395		
【負債・正味財産合計】	7,329,731		

# 財 産 目 録

平成24年3月31日現在

(単位： 円)

科 目	金 額		
<b>I. 資 産 の 部</b>			
1. 流動資産			
現金（手元有高）	53,000		
普通預金（第四銀行村上支店）	348,214		
普通預金（北越銀行村上支店）	3,126		
普通預金（村上信用金庫本店）	2,386		
普通預金（村上信用金庫本店）	1,653,000		
普通預金（第四銀行坂町支店）	5		
【流動資産合計】		2,059,731	
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金等（村上信用金庫本店）	5,000,000		
【基本財産合計】	5,000,000		
(2) 特定資産			
退職給付引当資産（村上信用金庫本店）	270,000		
【特定資産合計】	270,000		
(3) その他の固定資産			
什器備品	0		
【その他の固定資産合計】	0		
【固定資産合計】		5,270,000	
【資産合計】			7,329,731
<b>II. 負 債 の 部</b>			
1. 流動負債			
預り金 社会保険料等	53,336		
【流動負債合計】		53,336	
2. 固定負債			
退職給付引当金	270,000		
【固定負債合計】		270,000	
【負債合計】			323,336
【正味財産合計】			7,006,395

本会、平成23年度の収支決算（平成23年4月1日～平成24年3月31日）を前記のとおり報告いたします。

平成24年5月8日

社団法人 村上法人会

会長 齊藤 茂

## 監 査 報 告 書

本会、平成23年度の収支決算（平成23年4月1日～平成24年3月31日）の事業報告書並びに諸経費収支決算書を閲覧し、あわせて帳簿証憑書類を詳細に照合したところ適正にして間違いがないことを認めます。

平成24年5月8日

社団法人 村上法人会

監 事 大 滝 徳 蔵 印

監 事 大 島 康 司 印

## 平成24年度事業計画（案）

### I 活動の基本方針

新公益法人制度への対応を最重要課題と位置づけ、「公益法人」を目指すという基本方針に則り、県連との連携を密にして公益取得のために最大限の努力を行うこととし、認定会等のノウハウを活用しつつ、認定に向けた具体的作業に取り組む。

法人会は「よき経営者を目指すものの団体」として、会員の積極的な自己啓発を支援し、納税意識の向上と企業経営及び地域社会への健全な発展に貢献するという活動の基本方針に基づき、今回の公益法人制度改革を法人会本来の理念と活動に立ち戻る機会と捉え、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、以下に掲げる諸施策に取り組むこととする。

### II 主な事業計画

#### 1. 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

##### (1) 税に関する研修・セミナー事業

会員はもとより、一般の企業・市民に対しても税知識の一層の普及啓発を図ることとし、有益な研修教材や資料の配布、税務研修・セミナーを開催する。

この事業の内容は、公益法人として会員を含めた広く一般の多くの方を対象として、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを開催することである。

##### (2) 講演会事業

会員企業及び市民に政治・経済学者・ジャーナリスト等の視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じるようにすることである。

この事業の内容は、広く参加を募りテーマに即した講演会を開催することである。

##### (3) 租税教育事業

村上税務署管内の小・中学校を対象に村上税務署広報担当官、当会青年部会員等が講師となり、租税教育を行う。

この事業の内容は、税金の課税される仕組みや使われ方、税の大切さを身近な事例やクイズなどで説明し、児童生徒の税に対する理解を深めるものである。

##### (4) 税の広報事業

この事業は、改正税法や税務申告の情報に対する早期対応とe-Taxの利用促進を促すことである。

この事業の内容は、会のホームページ及び広報誌「村上法人会だより」において、改正税法や税務申告の情報を掲載することとし、e-Taxの普及促進を図る等広く公共施設などの窓口に配置して多くの市民の方々へ、税務情報を周知する。

また、イベント会場や講演会場などにおいても一般市民参加者に日本の税制をマンガで説明した冊子を配布することで、市民から税の関心を持ってもらう事業を実施する。

## e-Taxの普及推進に協力

### e-Tax利用推進計画（目標）

	開始届出書提出割合	届出書提出先利用割合	利用割合
事務局	100%提出済	100%継続利用	100%
役員	100%	100%	100%
役員企業	100%	100%	100%
会員	82%	98%	80%

#### (5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業

財政の再建と社会保障給付の安定財源の確保について改革の道筋が求められている。また、人口減少と超高齢化社会等の経済社会の構造変化にも対処していく必要がある。このため、本年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして税制に対する意見集約を行って提言を行うこととする。

この事業の内容は、法人各社へ税に対するアンケートを実施し、その意見・要望をもとに、税制改正要望を取りまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施するものである。

## 2. 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

### (1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会への政治経済の情報、健康情報、癒される機会の福祉的信息等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーの開催により、地域社会の活性化や地域経済の改善に役立つこととする。

この事業の内容は、会員法人及び広く一般市民の方を対象として、行政関係者、医師、経営実務コンサルタント、広範囲な分野において活躍する専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催することである。

### (2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

この事業は、会員・一般市民の家庭で不要となった古タオルを回収し、福祉施設などでの再利用や、各地域において環境美化活動に取り組むことで、福祉問題や環境問題の改善に役立つことである。

この事業の内容は、地域社会貢献活動特別講演会開催時などで集めたタオルを特別養護老人ホームなどの福祉施設に寄贈し再利用していただくとともに女性部会員による演芸慰問を実施するものである。

## 3. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

### (1) 組織の強化・充実

公益性拡大の観点から、会員数の確保に向けて、全国的な「会員増強月間」において法人会一丸となった会員拡大の取り組みを行う。また、極めて厳しい社会・経済状況の下、会員数の減少傾向が続いており、組織の強化・充実を図るため、役員の率先した参画や指導のもと新規加入の推進を行うとともに、会員の退会防止策等、より効果的な対応策を展開する。

事務局の基盤強化、職員の資質・技能向上を目的とした全法連・局連・県連が主催する事務局セミナーの参加に努める。

## (2) 広報活動の充実

全法連においては、ポスター・ラジオCMの作成や全国紙によるPRを行うほか、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努める広報活動を展開しており、また、各種リサーチ、統計、市場調査等を実施するなど、より訴求力のある内容とすると共に青年部会員を対象としてスタートしたアンケート調査システムの拡大、中長期的にガイドブックや統合プラットフォームの構築を目指している。

当法人会においても法人会の知名度向上、活動内容の周知、会員増強等に資するため「村上法人会だより」やホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ向上に努め、更に広報活動の充実を図る。

## (3) 青年・女性部会の充実

① 新公益法人制度を踏まえ、「青年部会のあり方（指針）」に沿って「税の啓発」をはじめとする活動の更なる充実を図る。また、特に青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」及び「部会員増強運動」について、より積極的な展開を図る。

② 「女性部会のあり方（指針）」に沿って、部会員の資質向上と法人会活動の充実・活性化に努める。また、新公益法人制度を踏まえ、税の啓発活動や社会貢献活動を積極的に進める。

## (4) 法人会会員の福利厚生向上に資することを目的とする事業

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況のもと、引き続き取り扱い三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、会員企業に対する加入率向上に努め、昨年に引き続き会員の企業価値を高めることにもなる福利厚生事業の充実に努める。

## 4. 本会の組織を充実し、全国法人会連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との連携強化を図る事業

会員支援のために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や会員相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行う。

また、会員企業の経理業務に長年にわたり功労があった者に対し、優良経理担当職員表彰式を行い、表彰することにより一層の納税協力活動の推進者を育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報する。

## 5. 本会の活動に関係する諸官庁との連携を図る事業

## 6. その他、当会において実施することが必要と認める事業を行う。

## 第4号議案 平成24年度収支予算(案)承認の件

## 平成24年度収支予算(案)(損益計算ベース)

平成24年4月1日から平成25年3月31日

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	1,500	1,500	0	
基本財産受取利息	1,500	1,500	0	基本財産利息収入
特定資産運用益	495	495	0	
特定資産受取利息	495	495	0	特定積立金利息収入
受取会費	4,850,000	4,800,000	50,000	
正会員受取会費	4,850,000	4,800,000	50,000	一般会費収入
賛助会員受取会費	0	0	0	
事業収益	1,828,000	2,660,000	△ 832,000	
会員親睦事業収益	1,000,000	1,800,000	△ 800,000	懇親会等会費収入
青年・女性部会事業収益	708,000	740,000	△ 32,000	青年・女性部会会費収入
広告収益	120,000	120,000	0	
受取補助金	4,722,400	4,930,741	△ 208,341	
受取全法連助成金	3,505,900	3,583,966	△ 78,066	全法連助成金収入
受取全法連補助金	1,216,500	1,346,775	△ 130,275	
雑収益	200,300	200,300	0	
受取利息	300	300	0	受取利息収入
雑収益	200,000	200,000	0	雑収入
経常収益計(A)	11,602,695	12,593,036	△ 990,341	
(2) 経常費用				
事業費	9,411,550	10,430,550	△ 1,019,000	
(税に関する研修会事業)	269,700	420,000	△ 150,300	
会場費	80,000	100,000	△ 20,000	
資料費	8,000	50,000	△ 42,000	
諸謝金	20,000	50,000	△ 30,000	
印刷製本費	10,000	25,000	△ 15,000	
委託費	56,700	0	56,700	
消耗品費	5,000	25,000	△ 20,000	
通信運搬費	85,000	150,000	△ 65,000	
委員会費	5,000	20,000	△ 15,000	
(税法税務に関する教材作成配布事業)	28,000	80,000	△ 52,000	
資料費	8,000	30,000	△ 22,000	
通信運搬費	20,000	50,000	△ 30,000	
(租税教育事業)	120,000	95,000	25,000	
会場費	5,000	0	5,000	
印刷製本費	5,000	0	5,000	
通信運搬費	10,000	0	10,000	
消耗品費	80,000	80,000	0	
委員会費	20,000	15,000	5,000	
(税の広報事業)	129,000	177,000	△ 48,000	
会場費	5,000	0	5,000	
印刷製本費	8,000	20,000	△ 12,000	
委託費	30,000	30,000	0	
新聞掲載費	54,000	0	54,000	
通信運搬費	10,000	100,000	△ 90,000	
消耗品費	5,000	0	5,000	
支払負担金	12,000	12,000	0	
委員会費	5,000	15,000	△ 10,000	
(会報発行事業)	295,000	400,000	△ 105,000	
会報作成費	210,000	280,000	△ 70,000	
通信運搬費	85,000	120,000	△ 35,000	
(税制改正提言事業)	41,000	115,000	△ 74,000	
調査研究費	36,000	100,000	△ 64,000	
委員会費	5,000	15,000	△ 10,000	

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
(地域社会経営支援研修事業)	194,700	220,000	△ 25,300	
会場費	50,000	50,000	0	
資料費	8,000	20,000	△ 12,000	
諸謝金	50,000	50,000	0	
委託費	56,700	0	56,700	
印刷製本費	10,000	20,000	△ 10,000	
通信運搬費	20,000	80,000	△ 60,000	
(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)	28,000	40,000	△ 12,000	
資料費	8,000	10,000	△ 2,000	
通信運搬費	20,000	30,000	△ 10,000	
(地域社会貢献活動事業)	295,000	490,000	△ 195,000	
会場費	50,000	200,000	△ 150,000	
通信運搬費	20,000	50,000	△ 30,000	
消耗品費	50,000	20,000	30,000	
諸謝金	150,000	180,000	△ 30,000	
製本印刷費	10,000	20,000	△ 10,000	
委員会費	15,000	20,000	△ 5,000	
(組織基盤強化のための支援事業)	70,000	170,000	△ 100,000	
会員増強推進費	50,000	100,000	△ 50,000	
通信運搬費	10,000	50,000	△ 40,000	
委員会費	10,000	20,000	△ 10,000	
(会員支援事業)	45,000	45,000	0	
会員表彰事業費	40,000	30,000	10,000	
委員会費	5,000	15,000	△ 10,000	
(会員交流事業)	1,250,000	1,000,000	250,000	
会員交流費	1,250,000	1,000,000	250,000	
(会員の福利厚生制度推進に関する事業)	65,000	130,000	△ 65,000	
福利厚生事業費	60,000	100,000	△ 40,000	
委員会費	5,000	30,000	△ 25,000	
(管理費のうち事業費配賦額)	6,581,150	7,048,550	△ 467,400	
給料手当	4,535,950	4,670,750	△ 134,800	
福利厚生費	1,054,100	969,000	85,100	
旅費交通費	456,500	510,000	△ 53,500	
通信運搬費	24,900	68,000	△ 43,100	
什器備品費	24,900	25,500	△ 600	
消耗品費	41,500	17,000	24,500	
印刷製本費	41,500	17,000	24,500	
賃借料	249,000	255,000	△ 6,000	
事務委託費	0	331,500	△ 331,500	
租税公課	3,000	3,200	△ 200	
支払負担金	100,000	100,000	0	県連会費
支払手数料	41,500	30,600	10,900	
雑費	8,300	51,000	△ 42,700	
管理費	2,266,850	2,225,650	41,200	
給料手当	929,050	824,250	104,800	
福利厚生費	215,900	171,000	44,900	
渉外慶弔費	50,000	50,000	0	
表彰費	30,000	30,000	0	



科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
会議費	450,000	900,000	△ 450,000	
旅費交通費	93,500	90,000	3,500	
通信運搬費	5,100	12,000	△ 6,900	
什器備品費	5,100	4,500	600	
消耗品費	8,500	3,000	5,500	
印刷製本費	8,500	3,000	5,500	
賃借料	51,000	45,000	6,000	
事務委託費	390,000	58,500	331,500	
支払負担金	20,000	20,000	0	
支払手数料	8,500	5,400	3,100	
雑費	1,700	9,000	△ 7,300	
経常費用計(B)	11,678,400	12,656,200	△ 977,800	
当期経常増減額(A-B)	△ 75,705	△ 63,164	△ 12,541	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受増益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 75,705	△ 63,164	△ 12,541	
法人税、法人県民税、法人市民税	0	70,000	△ 70,000	
当期一般正味財産増減額	△ 75,705	△ 133,164	57,459	
一般正味財産期首残高	7,006,395	7,077,955	△ 71,560	
一般正味財産期末残高	6,930,690	7,006,395	△ 75,705	
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	3,505,900	3,583,966	△ 78,066	
受取全法運動助成金	3,505,900	3,583,966	△ 78,066	
一般正味財産への振替額	△ 3,505,900	△ 3,583,966	78,066	
一般正味財産への振替額	△ 3,505,900	△ 3,583,966	78,066	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	6,930,690	7,006,395	△ 75,705	

# 収支予算(案)事業区分経理の内訳表

(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

単位:円

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益			1,500	1,500					1,500
基本財産受取利息			1,500	1,500					1,500
特定資産運用益			495	495					495
特定資産受取利息			495	495					495
受取会費			3,515,300	3,515,300			1,334,700		4,850,000
正会員受取会費			3,515,300	3,515,300			1,334,700		4,850,000
賛助会員受取会費									
事業収益							1,828,000		1,828,000
会員親睦事業収益							1,000,000		1,000,000
青年・女性部会事業収益							708,000		708,000
広告収益							120,000		120,000
受取補助金	2,909,897	596,003		3,505,900			728,250		4,722,400
受取全法連助成金	2,909,897	596,003		3,505,900					3,505,900
受取全法連補助金							488,250		1,216,500
雑収益							200,300		200,300
受取利息							300		300
雑収益							200,000		200,000
経常収益計	2,909,897	596,003	3,517,295	7,023,195		2,316,250	2,263,250		11,602,695

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)	小 計	法人会計			
(2)経常費用											
事業費	5,518,870	1,571,375		7,090,245		2,321,305	2,321,305				9,411,550
調査研究費	36,000	0		36,000		0	0				36,000
会場費	90,000	100,000		190,000		0	0				190,000
資料費	16,000	16,000		32,000		0	0				32,000
諸謝金	20,000	200,000		220,000		0	0				220,000
会報作成費	210,000	0		210,000		0	0				210,000
新聞掲載費	54,000	0		54,000		0	0				54,000
会員表彰事業費						40,000	40,000				40,000
会員増強推進費						50,000	50,000				50,000
会員交流費						1,250,000	1,250,000				1,250,000
福利厚生事業費						60,000	60,000				60,000
委員会費	35,000	15,000		50,000		20,000	20,000				70,000
給料手当	3,246,210	737,775		3,983,985		551,965	551,965				4,535,950
福利厚生費	754,380	171,450		925,830		128,270	128,270				1,054,100
旅費交通費	326,700	74,250		400,950		55,550	55,550				456,500
通信運搬費	227,820	64,050		291,870		13,030	13,030				304,900
什器備品費	17,820	4,050		21,870		3,030	3,030				24,900
消耗品費	119,700	56,750		176,450		5,050	5,050				181,500
印刷製本費	52,700	26,750		79,450		5,050	5,050				84,500
賃借料	178,200	40,500		218,700		30,300	30,300				249,000
委託費	86,700	56,700		143,400		0	0				143,400

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
租税公課							3,000		3,000
支払負担金	12,000	0		12,000			100,000		112,000
支払手数料	29,700	6,750		36,450			5,050		41,500
雑費	5,940	1,350		7,290			1,010		8,300
管理費								2,266,850	2,266,850
給料手当								929,050	929,050
福利厚生費								215,900	215,900
渉外慶弔費								50,000	50,000
表彰費								30,000	30,000
会議費								450,000	450,000
旅費交通費								93,500	93,500
通信運搬費								5,100	5,100
什器備品費								5,100	5,100
消耗品費								8,500	8,500
印刷製本費								8,500	8,500
賃借料								51,000	51,000
委託費								390,000	390,000
支払負担金								20,000	20,000
支払手数料								8,500	8,500
雑費								1,700	1,700
経費用計	5,518,870	1,571,375	0	7,090,245	0	2,321,305	2,321,305	2,266,850	11,678,400
当期経常増減額	△ 2,608,973	△ 975,372	3,517,295	△ 67,050	0	△ 5,055	△ 5,055	△ 3,600	△ 75,705

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益							0		0
固定資産売却益							0		0
固定資産受増益							0		0
経常外収益計							0		0
(2) 経常外費用							0		0
固定資産売却損							0		0
固定資産除却損							0		0
災害損失							0		0
経常外費用計							0		0
当期経常外増減額							0		0
他会計振替額									
当期一般正味財産増減額	△ 2,608,973	△ 975,372	3,517,295	△ 67,050		△ 5,055	△ 3,600		△ 75,705

## 第5号議案 公益法人移行決議承認の件

### 1. 公益法人移行認定申請に関する経過報告

平成 20 年 12 月 1 日付で公益法人関連法が施行され、全国法人会総連合（以下「全法連」という。）では、傘下 442 法人会が公益社団法人を目指すことが決議されました。

村上法人会では、平成 20 年 11 月 19 日開催の理事会において、公益社団法人認定に向け準備を進め、公益移行認定申請の目標を平成 23 年度か平成 24 年度とする旨決議をし、次に掲げることを検討するなど準備を進めてきました。

- ① 新公益法人制度に対応した会計ソフトの導入
- ② 平成 20 年度から 6 支部、2 部会の会計一元化の実施
- ③ 諸規程の整備
- ④ 公益事業に対する事業内容の適合性の確認や課題整理、検討

平成 22 年 7 月に全法連よりモデル定款が示され、平成 23 年度において、認定会のノウハウを活用し、公益改革特別委員会を設けて定款変更案及び諸規程案などについて検討を行うとともに、数値基準である公益目的事業比率、収支相償、遊休財産の保有制限、公益事業を行うために必要な経理的基礎等認定に必要な具体的な諸施策の検討及び検証作業を行ってきました。

なお現在、県連及び新潟県担当部局の指導、助言のもとで移行認定申請に必要な書類作成の準備を進めております。

### 2. 平成 24 年度公益法人認定申請に関する作業スケジュール

時 期	会 議 等	内 容
H23.6.30(木)	第 1 回公益改革特別委員会	公益法人移行申請手続き、定款変更案、諸規程案等について
H23.8.30(火)	理事会	上記第 1 回公益改革特別委員会の協議検討内容について
H24. 2. 1(水)	第 2 回公益改革特別委員会	公益法人移行申請手続き、役員報酬規程案等について
H24. 3. 7(水)	理事会	第 22 回通常総会での移行申請決議内容等について審議 新定款・諸規程審議
H24.5.22(火)	理事会・第 22 回通常総会 (移行申請決議)	移行申請決議等審議 新定款・諸規程審議 公益認定後の役員就任予定者選任
H24. 5~12	認定申請 ↓	
	新潟県・審査会において審議 ↓	
	公益社団法人認定 ↓	
	移行登記 ↓	

第6号議案 定款変更（案）並びに諸規程（案）承認の件

社団法人村上法人会定款変更（案）新旧対照表

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 この法人は、社団法人村上法人会（以下「<u>本会</u>」という。）と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会の事務所は、新潟県村上市に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的、事業及び組織</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 本会は、健全な納税者団体として、地域内の全法人に誠実な記帳と適正な申告の普及徹底を図るとともに、友誼団体と協調連携して、租税に関する研究調査を行い、もって公平な税制と円滑な税務執行の確立に寄与し、併せて良き法人企業を目指すものの団体としての活動を通じて、企業経営と社会の健全な発展を図ることを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 税制及び税務に関する調査研究並びに建議</p> <p>(2) 租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催</p> <p>(3) 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催</p> <p>(4) 機関紙の発行並びに上記各号の事業を行うに必要な各種資料の刊行</p> <p>(5) 関係官庁並びに友誼団体との協調</p> <p>(6) 財団法人全国法人会総連合及び社団法人新潟県法人会連合会並びに各法人会との相互連携</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(名 称)</p> <p>第1条 この法人は、<u>公益社団法人村上法人会</u>（以下「<u>本会</u>」という。）と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 本会の主たる事務所は、新潟県村上市に置く。</p> <p style="text-align: center;">第2章 目的及び事業</p> <p>(目 的)</p> <p>第3条 本会は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公正な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。</p> <p>(事 業)</p> <p>第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1) 税を巡る諸環境の整備・改善等を図る事業</p> <p>(2) 地域の経済社会環境の整備・改善等を図る事業</p> <p>(3) 会員支援のための親睦・交流を及び福利厚生に資する事業</p> <p>(4) 本会の組織を充実し全国各地の法人会との連携強化を図る事業</p> <p>(5) 本会の活動に関係する諸官庁との連携をはかる事業</p> <p>(6) その他、本会の目的達成に必要な事業</p> <p style="text-align: center;">2 前項の事業は、おもに<u>村上税務署</u>管</p>

<p>(7) その他、前条の目的を達成するために必要な事業</p> <p>(組 織)</p> <p>第 5 条 本会には、前条に規定する事業の円滑な運営を図るため、地域別の地区部会及び青年部、女性部を設置することができる。</p> <p>2 地区部会、青年部及び女性部の運営については、別に定める。</p> <p>第 3 章 会 員</p> <p>(会員の資格)</p> <p>第6条 本会の会員たる資格を有する者は、村上税務署の管轄区域内に所在する法人又は法人の事業所で、本会の目的及び事業に賛同する者とする。</p> <p>(資格の取得)</p> <p>第 7 条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きにより任意に入会することができる。</p> <p>(会員の権利義務)</p> <p>第 8 条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有すると共に、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。</p> <p>(会 費)</p> <p>第12条 会費は、総会の決議を経て別に定める。</p> <p>2 会費は、毎年一定の時期に、これを納入するものとする。</p> <p>3 既に納入した会費は、原則としてこれを返還しない。</p> <p>(退 会)</p> <p>第10条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続きにより、任意に退会すること</p>	<p>内において行うものとする。</p> <p>第 3 章 会 員</p> <p>(構成員)</p> <p>第5条 本会は、次の会員をもって構成する。</p> <p>(1) <u>正会員</u> 村上税務署管内にある法人または事業所を有する法人で、本会の目的及び事業に賛同して入会した者とする。</p> <p>(2) <u>賛助会員</u> 本会の事業を賛助し、入会を承認された法人または個人。</p> <p>2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する<u>法律（以下「法人法」という。）</u>上の社員とする。</p> <p>(<u>会員資格の取得</u>)</p> <p>第6条 本会に入会しようとする者は、<u>理事会</u>の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>(<u>経費の負担</u>)</p> <p>第7条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、<u>総会において別に定める会費を支払う義務を負う。</u></p> <p>(<u>任意退会</u>)</p> <p>第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつ</p>
--	---



ができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の決議により、除名することができる。

- (1) 会員としての義務の履行を怠ったとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は本会の目的に反する行為があったとき

2 前項の規定により、会員を除名しようとする場合には、その会員に、理事会で弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を失う。

- (1) 退会
- (2) 解散
- (3) 除名

(会員の名簿)

第13条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

2 前項の会員名簿は、会員に異動が生じた都度、これを訂正するものとする。

#### 第4章 役員

(役員の種類)

第14条 本会に次の役員を置く。

理事	20名以上25名以内
内 会 長	1名
副会長	8名
監 事	2名

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、総会において会員た

でも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散、又は事業所を閉鎖したとき。

#### 第4章 役員

(役員を設置)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 20名以上25名以内
- (2) 監 事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。
- 3 理事のうち8名以内を副会長とする。
- 4 理事のうち1名を専務理事とすることができる。
- 5 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、総会の決議によって

る法人の代表者又はその役員のうちからこれを選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選により、これを選任する。

(役員職務)

第16条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位により、その職務を代行する。

- 3 理事は、総会の議決に従い、本会の運営を協議、執行する。

- 4 監事は、民法第59条に定める職務を行う。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 増員又は補欠のために選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者又は前任者の残任期間とする。

- 3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第18条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第11条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の決議によりその役員を解任するこ

選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事職務及び権限)

第13条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。

- 3 副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

(監事職務権限)

第14条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第15条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事または監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第16条 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。

とができる。

(役員報酬)

第19条 役員は、原則として無報酬とする。

## 第5章 顧問、相談役、参与、委員及び職員

(顧問、相談役及び参与)

第20条 本会に顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第21条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長、副委員長及び委員は、理事会の推薦により、会員たる法人の代表者又は役員のうちから、会長がこれを委嘱する。

(規則の制定)

第23条 委員会及び事務局の運営に関する規定は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

## 第6章 会議

(会議の種類)

第24条 会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第25条 総会を分けて、通常総会及び臨時総会とし、いずれも、会員の全員をもって組織する。

(役員報酬等)

第17条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の役員には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(顧問、相談役及び参与)

第18条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会において選任または解任する。

3 顧問、相談役及び参与は、本会の業務執行上の重要な事項について会長の諮問に応じ、会長に対して意見を述べることができる。

4 顧問、相談役及び参与の任期は、2年とする。

5 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。

## 第5章 総会

(構成)

第19条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。

<p>(総会の付議事項)</p> <p>第29条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業報告及び事業計画</li> <li>(2) 収支決算及び収支予算</li> <li>(3) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項</li> <li>(4) その他、会長が必要と認めて付議した事項</li> </ol>	<p>(権 限)</p> <p>第20条 総会は、次の事項について決議する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会員の除名</li> <li>(2) 理事及び監事の選任又は解任</li> <li>(3) 理事及び監事の報酬等の額</li> <li>(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認</li> <li>(5) 定款の変更</li> <li>(6) 解散及び残余財産の処分</li> <li>(7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項</li> </ol>
<p>(総会の開催及び招集)</p> <p>第26条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後、2ヶ月以内に開催する。</p> <p>2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、又は会員総数の5分の1以上若しくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。</p> <p>3 総会は、開催の日から少なくとも5日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>(開 催)</p> <p>第21条 総会は、通常総会として毎年1回、<u>事業年度終了後3ヶ月以内に開催する</u>ほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。</p> <p>(招 集)</p> <p>第22条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。</p> <p>2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。</p>
<p>(会員の表決権)</p> <p>第27条 会員は、各1個の表決権を有する。</p> <p>2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。</p> <p>3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。</p>	<p>(議 長)</p> <p>第23条 総会の議長は、会長がこれにあたる。</p> <p>(議決権)</p> <p>第24条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。</p>
<p>(総会の議事)</p> <p>第28条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。</p> <p>2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半</p>	<p>(決 議)</p> <p>第25条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。</p>

数でこれを決し、可否同数のときは議長  
の決するところによる。

(役員会)

第30条 役員会を分けて、理事会及び正副会  
長会とする。

2 理事会は、理事の全員をもって組織  
し、正副会長会は、会長、副会長をもつ  
て組織する。

3 監事は、役員会に出席して意見を述べ  
ることができる。

4 顧問、相談役及び参与は、会長が必要  
と認めたとき役員会に出席して意見を  
述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第31条 役員会は、会長が必要と認めたとき  
これを開催する。

2 役員会の招集については、第26条第  
3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第32条 役員会は、その構成員の過半数が出  
席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれ

2 前項の規定のかかわらず、次の決議は、  
総正会員の半数以上であって、総正会員  
の議決権の3分の2以上に当たる多数を  
もって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第26条 総会の議事については、法令で定め  
るところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうちから選出  
した議事録署名人2名が、前項の議事録  
に署名または記名押印する。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構  
成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長・副会長及び専務理事の選定及  
び解職

(4) 本会の組織の決定

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

(1) 会長が欠けたときまたは会長に事故が  
あるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の  
利害関係を有する理事を除く理事の過半  
数が出席し、その過半数をもって行う。

を決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第33条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出すべき議案
- (2) 定款の変更に関する議案
- (3) 総会において、理事会に委任された事項
- (4) その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

(会議の議長)

第34条 すべての会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

- 2 会長に事故あるときは、第16条第2項に準ずる。

(職員)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の条件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第7章 正副会長会等

(構成)

第32条 本会に正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び専務理事をもって構成する。
- 3 正副会長会は、次に関する事項を行う。
  - (1) 理事会の議題に関する審議
  - (2) 理事会から委任されたもの
- 4 正副会長会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第33条 本会に、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職

- 2 事務局には、若干名の職員を置き、  
会長がこれを任免する。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第35条 本会の資産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

### (資産の管理)

第36条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

### (資産の区分)

第37条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

### (基本財産の使用の制限)

第38条 基本財産は、これを消費し、又は抵当権その他の物権のために供してはならない。

2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

### (経費)

員を置く。

3 事務局は、次に関する処務を行う。

- (1) 本会の事務処理に関する事項
- (2) 理事会等から委任された事項

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第9章 財産及び会計

第39条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第40条 本会の収支予算及び収支決算は、事業計画及び事業報告と共に総会の承認を受けなければならない。

2 前項の収支決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(剰余金の処分)

第41条 収支決算の結果、年度末において剰余金が生じたときは、総会の承認を経て、その全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、又は翌年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の付属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)



<p style="text-align: center;">第8章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第43条 この定款は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の認可を受けなければ、これを変更することができない。</p> <p>(解 散)</p> <p>第44条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により解散することができる。</p>	<p>(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書</p> <p>(6) 財産目録</p> <p>2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の種類については承認を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧を供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。</p> <p>(1) 監査報告書</p> <p>(2) 理事及び監事の名簿</p> <p>(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類</p> <p>(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類</p> <p><u>(公益目的取得財産残額の算定)</u></p> <p>第37条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第10章 定款の変更及び解散 (定款の変更)</p> <p>第38条 この定款は、総会によって変更することができる。</p> <p>(解 散)</p> <p>第39条 本会は、総会において総正会員の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。</p> <p>(公益認定の取消し等に伴う贈与)</p> <p>第40条 本会が公益認定の取消しの処分を受</p>
---	--

(残余財産の処分)

第45条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、主務官庁の認可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(雑 則)

第46条 この定款施行において、必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

- 1 この定款は、主務官庁の設立認可があった日から施行する。  
①定款第3条(目的)及び第4条(事業)の一部変更は、平成6年8月1日の許認可をもって施行する。
- 2 従来、村上税務署管内法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
- 3 理事及び監事の任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次の通常総会の日までとする。
- 4 本会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、創立総会の日から平成

けた場合または合併により消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日または合併の日から1ヵ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が精算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17条に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の代表理事は、齊藤茂とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3年3月31日までとする。

5 本会の設立当初の役員は、別紙のとおりである。

①定款第14条（役員の種類）の改正は、平成5年7月26日の許認可日をもって施行する。

## 公益社団法人 村上法人会 会費に関する規程（案）

### （目 的）

第1条 この規程は、公益社団法人村上法人会（以下「本会」という。）の定款第7条に規定する会費の納入に必要な事項を定めるものとする。

### （会費の種類）

第2条 会員は毎事業年度、会費を納入しなければならない。

年会費は、会員種別に応じて下記各号のとおりとする。

(1) 正会員は、定額会費、資本金及び形態区分等により次のとおりとする。

会 費 計 算 根 拠	年 額 会 費
1. 定額会費	2, 0 0 0 円
2. 資本金区分による会費	
5 0 0 万円以下	5, 0 0 0 円
5 0 1 万円～1, 0 0 0 万円以下	7, 0 0 0 円
1, 0 0 1 万円～3, 0 0 0 万円以下	8, 0 0 0 円
3, 0 0 1 万円～5, 0 0 0 万円以下	11, 0 0 0 円
5, 0 0 1 万円以上	16, 0 0 0 円
3. 形態区分による会費	
・農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合	8, 0 0 0 円
4. 系列会社（代表者・経理員及び事務所等が親会社と同じ）及び支店、営業所及び公益法人、学校法人等。	5, 0 0 0 円

(2) 賛助会員は、3, 0 0 0 円とする。

2 前項の会費については、理事会が相当の事由があると認めるときには、これを免除することができる。

### （会費の用途）

第3条 前条の会費は、毎事業年度における合計額の50%程度を当該年度の会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業、管理費に使用する。

### （会費の納入方法）

第4条 会費は、その事業年度分の会費を本会所定の方法により納付しなければならない。

(1) 口座振替

毎年、総会終了後6月末日（休日の場合は翌営業日）に届出の金融機関の口座より

口座振替により納付する。

(2) 振込納付

毎年、6月に会員宛に送付する振込依頼書により、金融機関から振込により納付する。

(3) 持 参

事務局へ直接持参し納付する。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の10月以降入会した会員は、入会した会員の当該事業年度の会費年額は、半額とする。

(改廃)

第5条 この規程を改廃する場合は、総会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成 年 月 日から適用する。

## 公益社団法人村上法人会 役員報酬規程（案）

### （目的及び意義）

第1条 この規程は、公益社団法人 村上法人会（以下「本会」という。）の定款第17条の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定を照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### （定義等）

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として役員が受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。なお、報酬等は、本会の役員としての職務遂行の対価に限られ、本会の使用人として受け取る財産上の利益を含まない。

### （報酬の支給）

第3条 本会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ、第4条第4項に規定する退職手当を支給することができる。

### （報酬等の額の決定）

第4条 本会の常勤役員の報酬総額は総会で決定し、別表第1「報酬総額」のとおりとする。

- 2 常勤役員の報酬額は、前項により決定された「報酬総額」の限度内で理事会において決定する。
- 3 常勤役員に対する退職手当基準は総会で決定し、別表第2「常勤役員退職手当の算出基準」のとおりとする。
- 4 退職金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

### （報酬の支給日）

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

### （報酬等の支給方法）

第6条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

### （公表）

第7条 本会は、当規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20

条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規定の改廃は、総会の決議を経て行うものとする。

附 議

この規程は、法人の設立の登記の日から施行する。

別表1 常勤役員の報酬総額

常勤役員の報酬総額	2,400千円	(月額 200千円)
-----------	---------	------------

別表2 常勤役員退職手当の算出基準

(算出数式) 報酬年(月)額 × 在職年(月)数 × 係数
-------------------------------

※ 係数は0.5以内とする。

第7号議案 申請書手続き及び定款(案)等の軽微な修正並びに行政庁の指導による修正は、会長一任の承認の件

公益法人移行申請書類は、次の一覧表のとおり多岐にわたっており、申請手続き及び定款(案)等並びに行政指導による軽微な修正については会長に一任する旨ご承認いただきたい。

なお、内容については、理事会の承認を得て総会の決議を経て行うものです。

公益法人移行認定申請書類一覧

1 移行認定申請書
2【別紙1-1】法人の基本情報
3【別紙1-2】組織(社団用)
4【別紙2】法人の事業について(事業の一覧、公益目的事業、収益事業、その他の事業)
5【別表A(1)】収支相償の計算(利益の50%を繰り入れる場合)
6【別表B(1)】公益目的事業比率の算定総括表
7【別表B(5)】公益目的事業比率算定に係る計算表(その1、その2)
8【別表C(1)】遊休財産の保有制限の指定
9【別表C(2)】控除対象財産
10【別表C(3)】公益目的保有財産配賦計算表
11【別表C(5)】特定費用準備資金
12【別表D】他の団体の意志決定に關与することができる財産保有の有無
13【別表E】公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎
14【別表F(1)】各事業に関する費用額の配賦計算表(給料手当)
15【別表F(2)】各事業に関する費用額の配賦計算表(給料手当以外の経費)
16【別表G】収支予算の事業別区分経理の内訳表

その他添付書類

1 定款(特例民法法人としての定款)
2 定款の変更の案(認定を受けた後の法人としての定款)
3 定款の変更に関し必要な手続きを経ていることを証する書類(総会議事録の写し)
4 登記事項証明書
5 役員等就任予定者の名簿
6 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
7 確認書
8 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書
9 前事業年度の事業報告及びその付属明細書
10 事業計画書
11 収支予算書
12 前事業年度末日の財産目録
13 前事業年度末日の貸借対照表及びその付属明細書
14 事業計画書及び収支予算書に記載された予算の基礎となる事実を明らかにする書類
15 会員等の位置づけ及び会費に関する細則



第8号議案 申請手続きに伴う代表理事並びに現役員の選任承認の件

第9号議案 その他

(参考)

## 県内法人会別会員数

(会員数・加入率＝平成23年12月末現在)

所 轄 税務署名	法人会名	所管法人数 (A)	会 員 数 (B)	加 入 率 (B) / (A)	公益社団法人 認定年月日	登記年月日
新 潟	新 潟 法人会	11,504	3,903	33.9%	H23.9.28	H23.10.3
新 津	新 津 法人会	1,756	859	48.9%	H24.3.21	H24.4.1
新発田	新発田 法人会	2,586	1,110	42.9%	H24.3.21	H24.4.1
巻	燕西蒲 法人会	2,899	1,283	44.3%	H24.3.21	H24.4.1
三 条	三 条 法人会	3,517	2,054	58.4%	H24.3.21	H24.4.1
長 岡	長 岡 法人会	6,011	2,853	47.5%	H24予定	
小千谷	小千谷 法人会	2,963	1,718	58.0%	H24予定	
十日町	十日町 法人会	1,279	750	58.6%	H24.3.21	H24.4.1
柏 崎	柏 崎 法人会	1,534	751	49.0%	H23.9.28	H23.10.3
高 田	高 田 法人会	4,058	1,880	46.3%	H23.3.21	H23.4.1
糸魚川	糸魚川 法人会	748	428	57.2%	H24予定	
村 上	村 上 法人会	1,096	581	53.0%	H24予定	
相 川	佐 渡 法人会	1,022	695	58.2%	H23.8.28	H23.9.1
合 計		40,973	18,765	45.8%		

(注) 「加入率」は小数点以下第2位を四捨五入